

改正 平成3年3月30日規則第23号 平成6年3月31日規則第22号
平成21年9月29日規則第62号

（趣旨）

第1条 この規則は、八王子市緑化条例（昭和61年八王子市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（緑地保護地区における行為の届出）

第2条 条例第4条第2項第1号、第2号又は第4号に規定する行為をしようとする者は、緑地保護地区内行為届出書（第1号様式）により市長に届け出なければならない。

（緑地保護地区の指定に伴う援助措置）

第3条 条例第7条に規定する必要な援助措置は、毎年度予算の範囲内で、緑地保護地区に指定した土地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する金額その他市長が必要と認める金額を補助することとする。

（開発行為）

第4条 条例第10条第1項に規定する市規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

（1）次に掲げる用途に供する目的で行う1,000平方メートル以上の規模の土地の区画形質を変更するもの（同一事業者が当該事業区域に接続した区域で土地の区画形質の変更を行い、従前の規模と合わせて1,000平方メートル以上に達することとなるものを含む。）

ア 建築物の建築又は工作物の設置（イからエまでに該当するものを除く。）

イ 野球場、庭球場、運動場その他これらに類する屋外運動施設の建設

ウ ゴルフ場、遊園地その他これらに類する屋外娯楽施設の建設

エ 墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地をいう。）の建設

（2）次に掲げる目的及び規模の建築物を建築するもの

ア 高さ10メートルを超える建築物（個人が自己の居住用に供する目的で建築する建築物を除く。）

イ 同一事業区域内で建築する10戸以上の住宅（同一事業者が当該事業区域に接続した区域で建築を行い、従前の戸数と合わせて10戸以上に達することとなるものを含む。）

（開発行為に伴う植樹基準）

第5条 条例第10条第1項に規定する市規則で定める基準は、別表のとおりとする。

2 条例第10条第2項に規定する措置は、植樹した樹木の本数が別表に規定する樹木の本数に満たない場合に、その満たない本数について樹木1本につき、3,000円の割合で市に植樹を委託することとする。

3 第1項の基準により植樹をしようとする事業者は、あらかじめ植樹計画書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

4 前項に規定する計画書により植樹した事業者は、植樹が完了した後、速やかに植樹完了報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項に規定する報告書の提出を受け、完了検査を行ったときは、植樹確認通知書（第4号様式）を事業者に交付する。

（証明書の様式）

第6条 条例第12条第2項の規定による職員の携帯する証明書は、第5号様式による。

附 則

1 この規則は、平成元年6月1日から施行する。

2 八王子市環境保全条例施行規則（昭和47年八王子市規則第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八王子市民の生活環境を守る条例施行規則

第1条中「八王子市環境保全条例」を「八王子市民の生活環境を守る条例」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条から第7条までを次のように改める。

第5条から第7条まで 削除

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1及び別表第2 削除

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式から第3号様式まで 削除

第4号様式から第6号様式までの規定中「八王子市環境保全条例」を「八王子市民の生活環境を守る条例」に改める。

附 則（平成3年3月30日規則第23号）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市緑化条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1に定める基準及び改正後の規則第2号様式は、平成3年4月1日以降に行う開発行為について適用する。

附 則（平成6年3月31日規則第22号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市緑化条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1及び別表第2に定める基準並びに改正後の規則第2号様式は、平成6年4月1日以降に行う開発行為について適用する。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の八王子市緑化条例施行規則第2号様式及び第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成21年9月29日規則第62号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

総植樹本数

植樹対象面積	単位	樹高	本数
事業区域敷地面積から次に掲げる面積を控除した面積の10分の3の面積 1 緑地(東京都の緑地確保に係る制度に基づくものを除く。)の敷地面積 2 公衆用道路の敷地面積 3 事業区域敷地面積から前2号に掲げる面積を控除した面積に建ぺい率を乗じて得た面積	3.3平方メートルにつき	1.5メートル以上の場合	1
		1.5メートル未満の場合	3
備考 1 この表において「緑地」とは、樹木で覆われた土地又は良好な自然状態にある水面、湿地等をいう。 2 この表において「建ぺい率」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められている用途地域（以下この表において「用途地域」という。）内の事業区域敷地については建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第1項及び第2項の規定により定められる当該事業区域敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合とし、用途地域が定められていない区域内の事業区域敷地については10分の3とする。			

第1号様式（省略）

（第2条関係）

第2号様式(省略)
(第5条関係)
第3号様式(省略)
(第5条関係)
第4号様式(省略)
(第5条関係)
第5号様式(省略)
(第6条関係)